

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第11条及び第11条の2に規定する住民基本台帳の一部の写し（以下「閲覧用リスト」という。）の閲覧（以下「閲覧」という。）に関する事務について法令及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。）に定めるもののほかその取扱いを定めることにより、プライバシーの保護等を図るとともに適正・円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(閲覧用リストの調製)

第2条 区長は次の各号に規定する事項を記載した閲覧用リストを調製し、閲覧に供するものとする。

- (1) 氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては、氏名及び通称）
- (2) 出生の年月日
- (3) 男女の別
- (4) 住所

2 前項に規定する閲覧用リストは年4回調製するものとする。

(閲覧用リストの管理)

第3条 区長は、閲覧用リストの適正な管理・保管について必要な措置を講じることとする。

2 前条第2項の規定により新たな閲覧用リストが調製されたため、不要となった閲覧用リストは速やかに廃棄するものとする。

3 前項の規定により閲覧用リストを廃棄する場合は、記載された個人情報の保護が図られる方法で行うこととする。

(閲覧の請求又は申出)

第4条 閲覧の請求又は申出をしようとする者は事前予約を行い、閲覧希望日の14日前までに請求書又は申出書を区長に提出するものとする。ただし、区長が緊急性を認めるときは、この限りでない。

(添付資料)

第5条 申出者は、次の各号に掲げる書類等を申出書に添付して提出するものとする。

- (1) 委託を受けて申出を行う場合は、委託を受けた旨を証する書面
- (2) 利用目的以外に閲覧事項を使用しない旨及びその他区長が必要と認める事項を記載した誓約書
- (3) 申出者と閲覧者が異なる場合は、申出者と閲覧者の関係がわかる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要とする書類

2 区長は申出者に対し、利用目的の真実性を確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

3 区長は、申出者が法人の場合は、法人登記簿の謄本又は登記事項証明書、個人情報保護に関する資料の提出を求めることができる。

(閲覧の審査)

第6条 区長は、第4条第1項の請求書又は申出書を受付けたときは、その内容について審査を行い、その結果を請求者又は申出者へ通知する。

(閲覧の拒否)

第7条 区長は次の各号の一に該当する場合は、閲覧を拒否することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が請求する場合で、法第11条第2項に規定する事項を明らかにしないとき。
- (2) 個人又は法人が申出を行う場合で、法第11条の2第1項の申出に該当しないとき。
また、法第11条の2第2項に規定する事項を明らかにしないとき。
- (3) 請求事由が他人の名誉の毀損又は差別的事象につながると認められることが明らかなきとき。
- (4) 個人の基本的な人権又はプライバシーを侵害する恐れが明らかなとき。
- (5) 事務に支障があるとき又は係員の指示に従わないとき。
- (6) 多数のものが一時に閲覧の請求又は申出を行い、閲覧用リストの使用が競合するとき。
- (7) 手数料を支払わないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が拒むに足りる相当な理由があるとき。

(閲覧の場所及び時間)

第8条 閲覧は、各区役所市民総合窓口課又は区長が指定した場所において、区長が指定した時間内に行うものとする。

(閲覧の方法)

第9条 閲覧は、区長が指定する用紙への筆記に限るものとする。

2 閲覧中は係員の指示に従うものとする。

3 閲覧者は、閲覧用リストを丁重に扱い、破損、汚損、加筆等をしてはならない。

(閲覧資料の返還)

第10条 申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者が、法令等に違反した場合は、区長は閲覧事項のすべてについて返還を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、閲覧事務の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行し、同日以降に行う閲覧について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行し、同日以降に行う閲覧について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行し、同日以降に行う閲覧について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に行う閲覧について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行し、同日以降に行う閲覧について適用する。